

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 クリーン推進課

不利益処分の内容	一般廃棄物の搬入の中止、制限						
根拠法令等及び条項	栃木市廃棄物処理施設条例第7条						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 434 491 508">根拠条項</td> <td data-bbox="491 434 1361 508">栃木市廃棄物処理施設条例第7条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 508 491 582">参考事項</td> <td data-bbox="491 508 1361 582">栃木市廃棄物処理施設条例施行規則</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 582 491 685">設定等年月日</td> <td data-bbox="491 582 1361 685">平成26年 4月 5日設定 平成 年 月 日最終変更</td> </tr> </table>	根拠条項	栃木市廃棄物処理施設条例第7条	参考事項	栃木市廃棄物処理施設条例施行規則	設定等年月日	平成26年 4月 5日設定 平成 年 月 日最終変更
根拠条項	栃木市廃棄物処理施設条例第7条						
参考事項	栃木市廃棄物処理施設条例施行規則						
設定等年月日	平成26年 4月 5日設定 平成 年 月 日最終変更						
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市廃棄物処理施設条例 (一般廃棄物の搬入の中止又は制限)</p> <p>第7条 市長は、搬入する一般廃棄物がこの条例及びこの条例に基づく規則その他関係法令の規定に違反していると認めるときは、一般廃棄物の搬入を中止し、又は搬入を制限することができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定するもののほか、廃棄物処理施設の安全な維持管理又は事故の防止のため、必要があると認めるときは、一般廃棄物の搬入を中止し、又は搬入を制限することができる。</p>						